様式３

令和　　年　　月　　日

　大阪公立大学

　　学長　櫻 木　弘 之　様

住所又は事務所所在地

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 商号又は名称

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 氏名又は代表者氏名　　　 　　 　　　　 　印

誓　約　書

　大阪公立大学杉本キャンパス田中記念館食堂運営業務委託企画提案の申し込みにあたり、次に掲げる事項に相違ないことを誓約します。

記

⑴　「大阪公立大学杉本キャンパス田中記念館食堂運営業務委託企画提案募集要項」及び「大阪公立大学杉本キャンパス田中記念館食堂運営業務委託仕様書」の内容を遵守できること。

　⑵　次のアからキまでのいずれにも該当しない者であること。

ア　成年被後見人

イ　民法の一部を改正する法律(平成11年法律第149号)附則第３条第３項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法(明治29年法律第89号)第11条に規定する準禁治産者

ウ　被保佐人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者

エ　民法第17条第1項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であって契約締結のために必要な同意を得ていない者

オ　営業の許可を受けていない未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者

カ　破産者で復権を得ない者

キ　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成３年法律第77号)第32条第1項各号に掲げる者

⑶　民事再生法(平成11年法律第225号)第21条第１項又は第２項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第33条第１項の再生手続開始の決定を受けた者については、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

⑷　会社更生法(平成14年法律第154号。以下「新法」という。)第17条第１項又は第２項の規定による更生手続開始の申立て(新法附則第２条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件(以下「旧更生事件」という。)に係る新法による改正前の会社更生法(昭和27年法律第172 号。以下「旧法」という。)第30条第１項又は第２項の規定による更生手続開始の申立てを含む。以下「更生手続開始の申立て」という。)をしていない者又は更生手続開始の申立てをなされていない者であること。ただし、新法第41条第１項の更生手続開始の決定(旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。)を受けた者については、更生手続開始の申立てをしなかった者又は更生手続開始の申立てをなされなかった者とみなす。

⑸　消費税及び地方消費税を完納していること。

⑹　公立大学法人大阪入札参加停止要綱に基づく停止措置を受けていないこと。

⑺　公立大学法人大阪暴力団排除措置及び不当介入対応要綱第3条の規定に該当しないこと。

⑻　公募開始日から過去３年間において、１年以上継続して直営による飲食業の営業実績があり、かつ安定した経営能力を有すること。

⑼　公募開始日から過去３年間において、食品衛生法に基づく行政処分を受けていないこと。

⑽　業務にあたり、食品衛生法の関係法令に基づく許認可等（届出を含む。）が必要な場合は、応募の時点においてそれらを保有する者であること又は営業開始までに確実に取得する見込みがあること。